

日本道路公団の業務の引継ぎ並びに  
権利及び義務の承継に関する実施計画書

(中日本高速道路株式会社)

日本道路公団

## 第一 会社に引き継がせる業務の種類及び範囲

中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)には、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第13条第1項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)に定めるところに従い、その成立の際現に日本道路公団(以下「公団」という。)が行っている業務のうち次に掲げるもの(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)に引き継がせる業務を除く。)を引き継がせる。

### 一 高速道路の新設又は改築に関する業務

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)第1条の規定による改正前の道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「旧特別措置法」という。)の規定に基づく高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。)第5条第2項第3号に定める高速道路(別表第一に掲げるものに限る。)の新設又は改築(これらに関する調査を含む。)に関する業務

### 二 高速道路の維持、修繕等に関する業務

旧特別措置法の規定に基づく道路会社法第5条第2項第3号に定める高速道路(別表第二に掲げるものに限る。)の維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。)に関する業務

### 三 高速道路の休憩所及び給油所の建設及び管理に関する業務

別表第三に掲げる休憩所及び給油所の建設及び管理に関する業務

### 四 国又は地方公共団体の委託に基づく業務

国又は地方公共団体の委託に基づく道路の新設又は改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究に関する業務であって、中日本会社移行本部(日本道路公団組織規程(平成17年道路公団規程第10号)第13条に規定する中日本会社移行本部をいい、当該会社移行本部の事業区域内に存する支社並びに当該支社の業務を分掌する管理局、工事事務所、管理事務所、技術事務所及び営業所を含む。以下「中移行本部」という。)の所掌に属するもの

### 五 トラックターミナル、貨物保管施設その他の施設の管理に関する業務

金沢トラックターミナル及び当該ターミナルに存する貨物保管施設その他の施設の管理に関する業務

### 六 一から五までに掲げるもののほか、機構に引き継がせる業務以外の業務であって、別表第一及び第二に掲げる高速道路との関連を勘案して中会社に引き継がせることが適当と認められるもの

## 第二 会社に承継させる資産、債務その他の権利及び義務

中会社には、基本方針に定めるところに従い、その成立の際現に公団が保有する資産、債務その他の権利及び義務のうち、次に掲げるものを承継させる。なお、資産及び債務の区分は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく区分に準じるものである。

### 一 資産

#### (一) 流動資産

##### 1 現金及び預金

89,934,000,000円に相当する額のもの

##### 2 高速道路事業営業未収入金

(1) 中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの(ETC前払割引サービスに係るものを除く。)

(2) ETC前払割引サービスに係る平成17年9月30日の残高に相当する額に平成14年7月19日から平成17年9月30日までの期間における公団の全利用実績に対する同期間における中移行本部の利用実績の割合を乗じて得た額のもの

##### 3 未収入金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの(機構に承継させるものを除く。)

##### 4 未収収益

平成17年9月30日の残高に相当する額のもの(1に掲げる預金に係る既経過利息に限る。)

##### 5 短期貸付金

平成17年9月30日の残高に相当する額のもの(中移行本部に所属する職員等に係る転貸資金貸付金に限る。)

##### 6 原材料

中移行本部の所掌に属する一切の原材料

##### 7 貯蔵品

中移行本部の所掌に属する事務用品等の貯蔵品(機構に承継させるものを除く。)

##### 8 受託業務前払金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

##### 9 前払金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

##### 10 前払費用

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの(機構に承継させるものを除く。)

11 その他の流動資産

次に掲げる額に相当する額の仮払金

- (1) ハイウェイカード前受金に係る納付済消費税及び地方消費税に係る額に平成16年4月1日から平成17年9月30日までの期間における公団の全利用実績に対する同期間における中移行本部の利用実績の割合を乗じて得た額のもの
- (2) 中日本高速道路株式会社設立委員会の運営経費等中会社の設立に関する費用で平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

12 貸倒引当金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

(二) 固定資産

1 有形固定資産

(1) 建物

中移行本部の所掌に属する庁舎及び宿舍等の建物（機構に承継させるものを除く。）

(2) 構築物

中移行本部の所掌に属する料金所関連設備等の構築物（機構に承継させるものを除く。）

(3) 機械及び装置

中移行本部の所掌に属する料金収受機械等の機械及び装置（機構に承継させるものを除く。）

(4) 車両及び運搬具等

中移行本部の所掌に属する一切の車両及び運搬具等

(5) 工具・器具及び備品

中移行本部の所掌に属する工具、器具及び備品（機構に承継させるものを除く。）

(6) 土地

中移行本部の所掌に属する土地（機構に承継させるものを除く。）

(7) 建設仮勘定

ア．別添図面の番号1から8までにおいて、青色で着色された部分に存するもの

イ．ア．に掲げるもののほか、中移行本部の所掌に属する建設仮勘定（機構に承継させるものを除く。）

(8)(1)から(7)までに掲げる有形固定資産で、試験研究所の所掌に属するものについては、東日本高速道路株式会社（以下「東会社」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下「西会社」という。）と共同して承継させる。

(9)(1)から(8)までに掲げるもののほか、機構に承継させる資産以外の資産であって、別表第一及び第二に掲げる高速道路並びに第一に掲げる業務との関連を勘案して中会社に承継させることが適当と認められるもの

## 2 無形固定資産

### (1) 特許権

一切の特許権。ただし、当該資産については、東会社及び西会社と共同して承継させる。

### (2) 借地権

中移行本部の所掌に属するもの（機構に承継させるものを除く。）

### (3) ソフトウェア

ソフトウェア（機構に承継させるものを除く。）については、東会社及び西会社と共同して承継させる。

### (4) その他の無形固定資産

#### ア．電話加入権

中移行本部の所掌に属するもの（機構に承継させるものを除く。）

#### イ．電気・ガス供給施設利用権、上下水道等施設利用権、電気通信施設利用権及び温泉利用権

1 に掲げる資産に係るものに限る。

## 3 投資その他の資産

### (1) 投資有価証券

北陸高速道路ターミナル株式会社に係るもの

### (2) 長期貸付金

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等（同日付けで退職した者を除く。）に対する転貸資金貸付金

### (3) 長期前払費用

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させるものを除く。）

### (4) その他の投資等

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させるものを除く。）

### (5) 貸倒引当金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

## 二 債務

### (一) 流動負債

#### 1 1年内返済予定長期借入金

##### (1) 民間借入金

別冊第一に掲げるもの

##### (2) 転貸資金借入金

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等に係る転貸資金借入金

#### 2 未払金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させる

ものを除く。)

3 未払費用

ア．中会社に承継させる政府借入金、民間借入金及び転貸資金借入金に係る既経過利息の平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

イ．中移行本部において支払うべき光熱水費であって平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させるものを除く。)

4 預り金

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等に係る額のもの

5 受託業務前受金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

6 前受金

(1) 平成17年9月30日のハイウェイカードに係る未利用残高に相当する額に平成16年4月1日から平成17年9月30日までの期間における公団の全利用実績に対する同期間における中移行本部の利用実績の割合を乗じて得た額のもの

(2) ETC前払割引サービスに係る未利用残高に相当する額に平成14年7月19日から平成17年9月30日までの期間における公団の全利用実績に対する同期間における中移行本部の利用実績の割合を乗じて得た額のもの

7 賞与引当金

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等（同日付けで退職したものを除く。）に係る額のもの

8 引継道路施設撤去引当金

一般国道1号（掛川バイパス、磐田バイパス、浜名バイパス）、一般国道23号（豊川橋）、一般国道135号（真鶴道路）及び一般国道158号（中部縦貫自動車道（油坂峠道路））の引継ぎに伴う料金徴収施設等撤去工事に備えるものとして中移行本部において引き当てた平成17年9月30日の残高に相当する額

(二) 固定負債

1 長期借入金

(1) 政府借入金

別冊第二に記載されたもの

(2) 民間借入金

別冊第三に記載されたもの

(3) 転貸資金借入金

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等（同日付けで退職したものを除く。）に係る転貸資金借入金

2 受入保証金

中移行本部における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

### 3 退職給付引当金

- (1) 平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等(同日付けで退職した者を除く。)に係る額のもの
- (2) 平成17年9月30日以前に退職した者に係る年金部分については、同日以前に退職した者に係る年金部分の額に、同日に中移行本部、東日本会社移行本部(日本道路公団組織規程第13条に規定する東日本会社移行本部をいい、当該会社移行本部の事業区域内に存する支社並びに当該支社の業務を分掌する管理局、工事事務所、管理事務所、技術事務所及び営業所を含む。)及び西日本会社移行本部(日本道路公団組織規程第13条に規定する西日本会社移行本部をいい、当該会社移行本部の事業区域内に存する支社並びに当該支社の業務を分掌する工事事務所、管理事務所、技術事務所及び営業所を含む。)に所属する職員等のうち、建設関係公団厚生年金基金の加算適用加入員である者の「加算給与月額」の総額に対する同日に中移行本部に所属する職員等のうち、建設関係公団厚生年金基金の加算適用加入員である者の「加算給与月額」の総額の割合を乗じて得た額のもの
- (3) (1)及び(2)に関わらず、平成17年9月30日に公団の役職員等であって、中会社の役員に就く者の年金部分に係る額のもの

### 4 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの偽造に伴う損失に備えるものとして引き当てた平成17年9月30日の残高に相当する額に、平成16年4月1日から平成17年9月30日までの期間における公団の全利用実績に対する同期間における中移行本部の利用実績の割合を乗じた額のもの

### 5 回数券払戻引当金

中移行本部の所掌に属する道路の回数券の廃止に伴う払戻しに備えるものとして中移行本部において引き当てた平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

### 6 ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービスに係る費用の負担に備えるものとして中移行本部において引き当てた平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

## 三 その他の権利及び義務

### (一) 役職員等に関する権利及び義務

#### 1 職員等の雇用契約に関する権利及び義務

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等(同日付けで退職した者を除く。)の雇用契約に関する権利及び義務

#### 2 役職員等に係る報酬支払債務等

平成17年9月30日以前に退職した役員に係る下記 から までに掲げる報酬支払債務等並びに同日に中移行本部に所属する職員等及び同日以前に退職した職員等で退職時に本社又は中移行本部に所属していた者に係る下記 から までに掲げる報酬支払債務等。なお、このうち役員及び本社に所属していた職員等に係るものは東会社及び西会社と共同して承継させるものとする。

平成17年9月30日までに支払われなかった退職金の支払債務

給与・退職金の追給又は返納の必要が生じた場合の支払債務及び返還請求権

平成17年9月30日までに支払われなかった旅費の支払債務

平成17年9月分に係る時間外勤務手当、深夜手当、特殊勤務手当（寒冷地手当を除く。）、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払債務

### 3 役職員等に関する公法上の義務

平成17年9月30日以前に退職した役職員等（東会社又は西会社の役員に就任する者を除く。）で退職時に中移行本部に所属していた者及び同日に中移行本部に所属する職員等に係る税法、労働法、労働保険法及び社会保険法に規定される義務

### 4 労働協約等に係る権利及び義務

公団が日本道路公団労働組合との間で締結した平成17年9月30日現在有効な労働協約等に係る一切の権利及び義務

### 5 宿舍の使用許可等

平成17年9月30日に中移行本部に所属する職員等に対する中移行本部の所掌に属する宿舍に係る使用許可等に係る権利及び義務

## （二）契約に係る権利及び義務

公団が締結した契約の定める内容に係る権利及び義務のうち、土地売買契約、請負・受委託契約、庁舎等の賃貸借・使用貸借契約、ハイウェイカード等に係る附合契約等中移行本部の業務、資産及び債務（以下「業務等」という。）に係るもの（機構に承継させるものを除く。）であって、中会社の成立の際現に効力を有するもの。

ただし、東会社及び西会社と共同して承継させるべきものについては、それぞれ東会社及び西会社と共同して承継させる。

## （三）協定等に係る権利及び義務

公団が締結した協定、覚書その他これらに類するもの（以下、単に「協定」という。）の定める内容に係る権利及び義務のうち、高速道路の工事又は維持管理に関する協定、料金徴収に関する協定、警察・救急業務の実施に関する協定、国等との受委託に関する協定及び道路の国、地方公共団体及び地方道路公社への引継ぎに関する協定等中移行本部の業務等に係るもの（機構のみに承継させるものを除く。）であって、中会社の成立の際現に効力を有するもの。

ただし、東会社及び西会社と共同して承継させるべきものについては、それぞれ東会社及び西会社と共同して承継させる。

## （四）その他の権利及び義務

### 1 公団が当事者となっている訴訟・調停に係るもの

別冊第四に掲げるものに係る当事者の地位に係る権利及び義務

### 2 行政処分等に基づく法的地位に関するもの

（1）「日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令」（平成



17年政令第203号。以下「整備政令」という。)第11条各項において経過措置が規定されている法令に基づくもののうち次に掲げるものに係る権利及び義務で、中移行本部の業務等に係るもの

ア．電波法(昭和25年法律第131号)第51条において準用する同法第39条第4項、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第3条、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項、電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項、第43条第3項、第48条第1項及び第53条本文、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項、整備政令第15条の規定による廃止前の日本道路公団法施行令(昭和32年政令第180号。以下「道路公団令」という。)第8条第1項において準用する建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)第11条、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第14条の2第1号並びに河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の5第1項本文の規定に基づき公団がした届出又は通知に係る権利及び義務

イ．道路公団令第8条第1項において準用する都市公園法(昭和31年法律第79号)第9条、海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項、道路公団令第8条第1項において準用する自然公園法(昭和32年法律第161号)第56条第1項及び河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定に基づき公団がした行為又は占有に係る権利及び義務(機構に承継させるものを除く。)

ウ．地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項及び第4項、航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条ただし書、測量法(昭和24年法律第188号)第26条、第29条、第30条第1項、第33条第1項及び第36条、電波法第4条本文及び第100条第1項、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項並びに河川法第20条本文、第26条第1項、第27条第1項本文及び第55条第1項本文に基づき公団が受けた許可、承認その他の行為に係る権利及び義務(機構に承継させるものを除く。)

エ．道路交通法施行令第13条第1項第9号及び第14条の2第2号の規定に基づき公団が受けた指定に係る権利及び義務

(2)上記のほか、公団から中会社に引き継がせる業務等に係る法令に基づく一切の権利及び義務は中会社に承継させる。

3 情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に関する事項

中会社に引き継がせる業務等に係る法人文書及び保有個人情報に関し、平成17年9月30日までの間に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第59号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき公団が行った行為及び公団に対しなされた行為により生じた権利及び義務

4 無体財産権に関するもの

(1) 一切の実用新案権、意匠権、商標権及び著作権。ただし、当該権利については、東会社及び西会社と共同して承継させる。

(2) 公団が出願中又は職員から権利譲渡された、特許、実用新案登録及び意匠登録を受ける権利並びに公団の商標登録出願により生じた権利。ただし、当該権利については、東会社及び西会社と共同して承継させる。

5 上記に掲げるもののほか、中会社に引き継がせる業務等に係る権利及び義務であって、中会社の成立の際現に効力を有するもの(機構に承継させるものを除く。)

### 第三 その他業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

#### 一 手続中の事務の取扱いに関する事項

中会社の成立の際、現に継続中の公団が第三者に対して行った又は公団が第三者から受けた協議、許認可及び届出並びに入札及び契約手続等の行為のうち、中会社に引き継がせる業務、設立後の中会社における業務執行の準備等に係るものについては、中会社に引き継がせるものとする。

#### 二 施設の使用に関する事項

- (1) 機構に承継させる施設が中会社に承継させる土地又は建物に存するときは、中会社は、必要最小限度において、当該土地及び建物を機構に使用させるものとする。
- (2) 東会社又は西会社が中会社に承継させる施設を使用する必要があるときは、中会社は、これを使用させるものとする。

#### 三 公団の平成17年度認可予算における政府保証債の発行枠に対する未発行額の取扱いに関する事項

平成17年度一般会計予算の予算総則第11条第2項において本計画によることとされた同条第1項ただし書(1)における中会社の政府が平成17年度において保証することができる金額の限度は229,700,000,000円とし、同項第27号における中会社の政府が平成17年度において保証することができる金額の限度は33,100,000,000円とする。

#### 四 資産、負債及び資本の額の調整に関する事項

中会社は、開始貸借対照表の確定に際し、資産の額と負債及び資本の合計額との間に差額が生じた場合には、機構に対し、当該差額を精算するものとする。なおこの場合にあつて、差額を受領する場合は第二の一(一)3に定める未収入金に、差額を支払う場合は第二の一(一)2に定める未払金にそれぞれ当該差額が含まれているものとして取扱う。

#### 五 公団が定めた談合等不正行為防止策等に関する事項

平成17年8月9日に公団が定めた談合等不正行為防止策など、総合的な改革は中会社においても継続して実行し、その趣旨をすみやかに実現するものとする。

#### 六 機構に承継させる資産の管理に関する事項

機構に承継させる貯蔵品、建設仮勘定及び法定道水路(高速道路の施行に伴い付け替えた道路法(昭和27年法律第180号)が適用される道路又は河川法が適用もしくは準用される河川その他法令の適用がある道路又は水路をいう。)に係る資産について、中会社は貸付けを受け、その管理を第一に掲げる業務として行う。

- 七 承継実施計画作成後の承継内容の変更及び消滅に伴う権利及び義務の取扱いに関する事項
- この計画書において、承継すべきものとされた公団の権利及び義務について、計画書策定後その内容が変動した場合には、変動した内容の権利又は義務として承継され、その内容が消滅した場合は承継されないものとする。